平成 28 年度版
安曇野市環境活動レポート

（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）

名水百選「安曇野わさび田湧水群」

平成 29 年 7 月

目次

１　組織の概要.....1

２　対象範囲及び拡大予定.....6

３　環境方針.....7

４　環境目標.....8

５　環境活動計画.....10

６　環境目標の実績について.....11

７　環境活動の取組結果とその評価、次年度の取組内容.....16

８　環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無.....24

８－１　環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果.....24
８－２　違反、訴訟等の有無.....29

９　代表者による全体評価と見直しの結果.....31

1　組織の概要

■市の概要

安曇野市は、長野県のほぼ中央部に位置しており、西部には、燕岳、大天井岳、常念岳などの海抜 3,000 m級の雄大な北アルプス連峰がそびえ立ち、この山々を源とする梓川、烏川、中房川、高瀬川などが大地を下り、犀川となり日本海へ注いでいます。

また、北アルプスの雪解け水は、豊富な湧水となってこの地を潤しています。

面積は、331.78km2 で「安曇野」と呼ばれる海抜 500 ～ 700 mのおおむね平坦な複合扇状地は、美しい自然や豊かな歴史、文化をたたえています。

年間平均気温は 11.4℃で、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は厳寒でも積雪は少なく、年間降水量は、全国平均を大きく下回ります。

■事業者及び代表者

・事業者名：長野県安曇野市役所
・代表者氏名：安曇野市長　宮澤　宗弘
・所在地：長野県安曇野市豊科 6000 番地

■環境管理担当課（事務局）

・市民生活部　環境課　環境政策係
　電話（代表）　0263-71-2000（内線 2221・2222・2223）
　　（直通）　0263-71-2492
　ファックス　0263-72-3176
　電子メール　kankyou@city.azumino.nagano.jp

■事業規模

（１）一般会計の状況

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額[千円]	38,900,000	43,960,000	41,740,000	42,700,000
決算額[千円]	39,687,757	42,383,427	41,286,375	未決

（２）職員数の状況

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
職員数[人]	748	747	734	733
再任用・非常勤職員数[人]	714	722	726	758
全職員数[人]	1,462	1,469	1,460	1,491

■安曇野市組織図（平成 28 年４月１日時点）

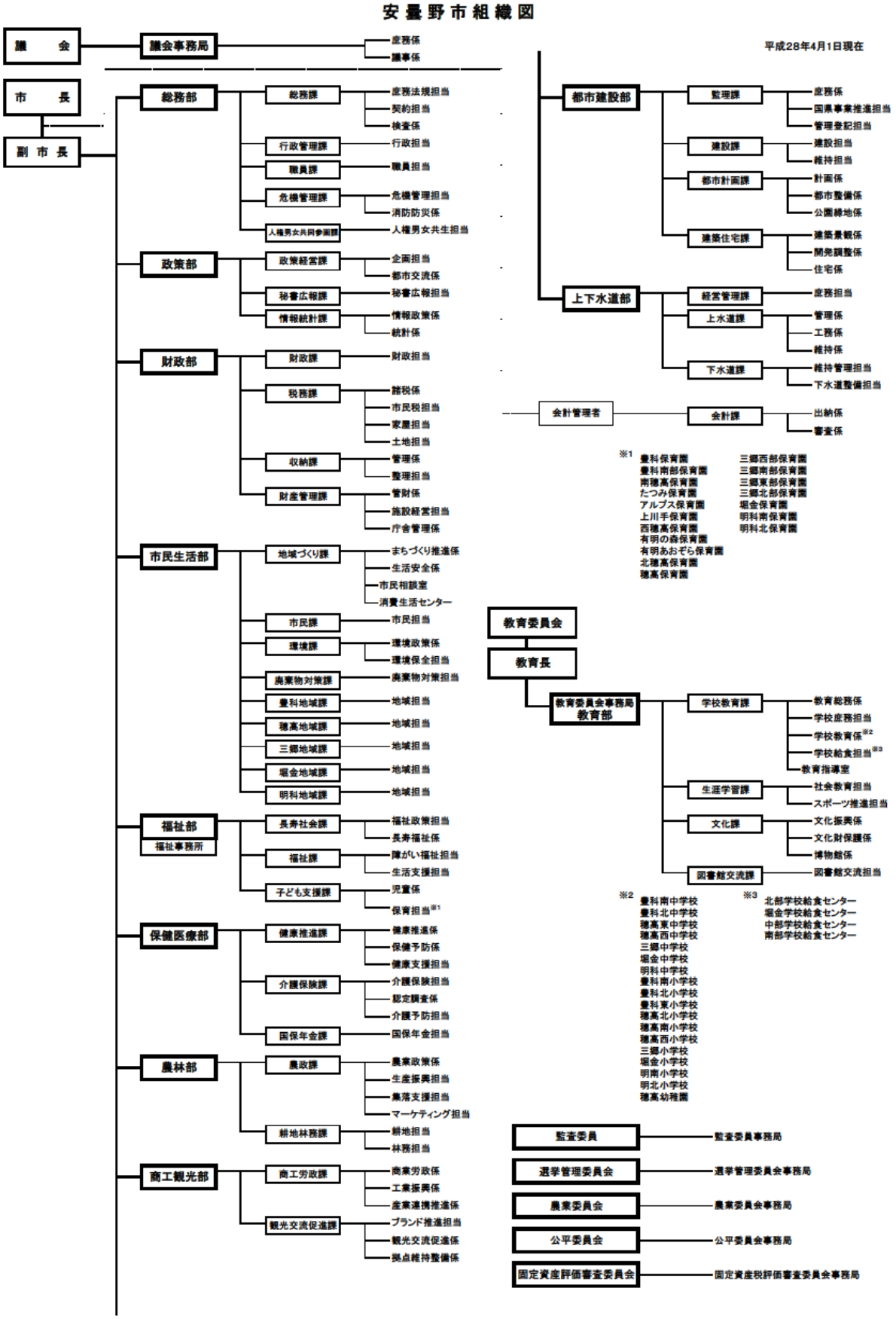

■各課・局における主な事業活動

課・局名	主な事業活動
議会事務局	本会議に関すること。
総務課	条例、規則等の制定、改廃及び審査に関すること。
行政管理課	行政改革の推進、調整及び進行管理に関すること。
職員課	職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務に関すること。
危機管理課	危機管理に係る総括、企画及び調整に関すること。
人権男女共同参画課	人権施策に関すること。 男女共同参画施策の推進に関すること。
政策経営課	特命事項に関すること。 総合計画の策定及び進行管理に関すること。
秘書広報課	秘書に関すること。 広報活動の企画及び調整に関すること。
情報統計課	情報施策及び電算業務の企画立案、調整及び推進に関すること。
財政課	財政計画の策定及び調整に関すること。
税務課	税務事務の総合的企画及び税制に関すること。
収納課	収納管理に関すること。

課局名	主な事業活動
財産管理課	公共施設の総合的企画、管理及び活用に関すること。 庁舎管理に関すること。
地域づくり課	協働のまちづくり及びコミュニティ活動の総合調整及び支援に関すること。
豊科地域課	地域市民の相談及び要望の処理並びに連絡調整に関すること。
穂高地域課	
三郷地域課	
堀金地域課	
明科地域課	
市民課	戸籍に関すること。 住民基本台帳に関すること。
環境課	環境施策の企画及び推進に関すること。
廃棄物対策課	一般廃棄物に関する清掃計画及び資源化計画に関すること。
長寿社会課	地域福祉の企画及び推進に関すること。
福祉課	心身障害者の福祉対策の企画及び推進に関すること。

■各課・局における主な事業活動

課・局名	主な事業活動
子ども支援課	子ども・子育て支援に関すること。
健康推進課	健康推進の企画及び調整に関すること。
介護保険課	介護保険事業の企画及び運営に関すること。 介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分に関すること。
国保年金課	国民健康保険の資格に関すること。 国民健康保険税の賦課に関すること。
農政課	農業振興に係る企画、調査及び総合調整に関すること。
耕地林務課	土地改良事業の計画、調整及び推進に関すること。 林業振興の企画及び調整に関すること。
商工労政課	商工業振興の企画及び総合調整に関すること。
観光交流促進課	観光交流人口拡大の取組みに関すること。 観光拠点及び施設の整備に関すること。
監理課	国、県事業の調整に関すること。 道路及び河川の境界確認、登記上の管理に関すること。
建設課	道路、河川等の整備推進及び事業の実施に関すること。 道路の除雪及び融雪に関すること。
都市計画課	都市計画の調査、企画及び策定に関すること。
建築住宅課	建築確認に関すること。 景観づくりに関すること。

課局名	主な事業活動
経営管理課	予算及び決算に関すること。
上水道課	水道事業総合計画に関すること。
下水道課	公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る総合的な調整に関すること。
会計課	決算の調製に関すること。 現金及び有価証券の出納管理及び記録に関すること。
学校教育課	教育委員会の会議に関すること。 就学、入学、転退学に関すること。
生涯学習課	社会教育事業に関すること。 スポーツ振興に関すること。
文化課	文化振興計画の策定及び進捗管理に関すること。
図書館交流課	図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。
選挙管理委員会事務局	委員会の会議に関すること。
監査委員事務局	決算審査及び基金審査に関すること。
農業委員会事務局	農業委員会の会議運営に関すること。

※詳細につきましては、安曇野市HP(https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/)をご覧ください。

■「エコアクション 21」庁内推進体制

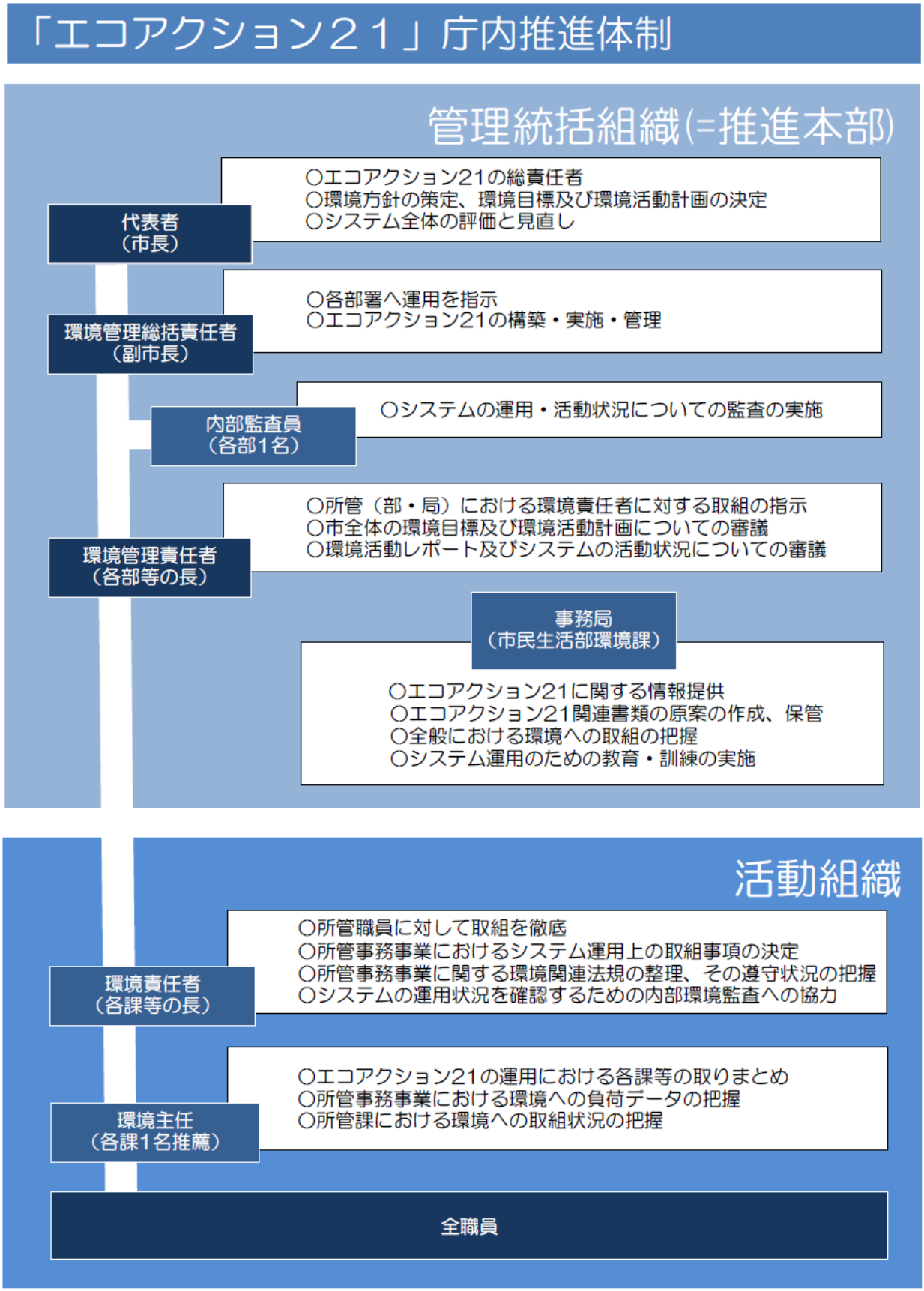

2　対象範囲及び拡大予定

平成 28 年度エコアクション 21 における環境活動に取り組んだ施設は表１のとおりです。

取組開始年度	対象施設		対象施設数
平成 27 年度	庁舎等	安曇野市役所　本庁舎	23
平成 28 年度	庁舎等	安曇野市役所　三郷支所	
		安曇野市役所　堀金支所	
		安曇野市役所　明科支所	
	子育て施設	保育園（全 18 園）※H29 から認定こども園に移行	
		幼稚園（全１園）	

表１　平成 28 年度 対象施設一覧

市として環境負荷の低減に努めるため、引き続き対象施設を随時拡大してまいります。

平成 29 年度以降、新たに環境活動に取り組む対象施設については、表２のとおり予定しています。

取組開始年度	拡大対象施設		対象施設数
平成 29 年度	庁舎等	安曇野市役所　穂高支所	34
	健康づくり施設	穂高健康支援センター	
		豊科保健センター	
	生涯学習施設	穂高公民館・穂高総合体育館	
		堀金総合体育館	
		豊科公民館	
		安曇野高橋節郎記念美術館	
		豊科郷土博物館	
		豊科交流学習センター「きぼう」	
		穂高交流学習センター「みらい」	
		明科子どもと大人交流学習施設（図書館）	
		三郷図書館	
		堀金図書館	
	学校教育施設	小学校（全 10 校）	
		中学校（全７校）	
		給食センター（全４ヵ所）	
平成 30 年度	健康づくり施設	保健センター（堀金・明科）	4
	生涯学習施設	豊科勤労者総合スポーツ施設	
		三郷文化公園体育館	

表２　拡大対象施設一覧

なお、指定管理者制度による管理施設においては、管理者の環境方針、管理状況及び契約期間を考慮しつつ、エコアクション 21 の適用について決定してまいります。

3　環境方針

安曇野市環境方針

1　基本理念

安曇野市は、「安曇野市環境宣言」に基づき、人と自然が調和した生活環境をつくり、将来を担う子どもたちに引き継いでいくため、「地域」、「世代間」、「市民・事業者・行政」との連携によって、より良い安曇野の環境づくりに取り組みます。

2　基本方針

・ 豊かな自然と農業を育み、人と自然が共存・共生する社会を目指します。
・ 水と空気を守り、快適で安全・安心な暮らしを目指します。
・ 身近な暮らしと社会を見つめ直し、資源やエネルギーを大切にした循環型社会を築きます。
・ 環境学習や環境保全のための地域活動を実践し、豊かな地域環境を次世代に引き継ぎます。

3　基本的な取組

（1）自らの環境負荷を低減させる取組
　ア 電力・燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
　イ ３Ｒ(リデュース，リユース，リサイクル)の推進による、廃棄物の削減
　ウ 水資源の節減
　エ グリーン購入の推進

（2）地域の環境保全・創造に向けた取組
　ア 豊かな自然と快適な生活空間の維持、創出を目指す。
　イ 安全・安心な生活環境を守る。
　ウ 循環型社会の構築を目指す。

（3）環境関連法規制およびその他の要求事項の遵守。

平成 27 年 11 月　1 日

安曇野市長　宮澤宗弘

4　環境目標

環境負荷低減に向けた数値目標は、取組開始年度における月々の状況を把握することで、年間を通じた環境負荷の状況を把握し、設定しております。

なお、化学物質については、平成 28 年度までにおける取組範囲施設において、排出がないため、目標設定をしておりません。

【登録範囲全体】

【単年度目標】平成 29 年度 二酸化炭素排出量（kg-CO2）	2,499,136

平成 27 年度取組開始施設【本庁舎における目標値】

削減項目 【基準：平成 27 年度※1】		【単年度目標】 平成 28 年度	【単年度目標】 平成 29 年度	【中期目標】 平成 30 年度	【長期目標】 平成 33 年度
(1)温室効果ガス排出量 （kg-CO2）【1,101,906】		1,074,306 （基準年度比-2.50%）	1,067,388 （基準年度比-3.13%）	1,060,468 （基準年度比-3.76%）	1,019,029 （基準年度比-7.52%）
	①電気使用量の削減 （kwh）【1,348,688】	1,303,776 （基準年度比-3.33%）	1,292,515 （基準年度比-4.16%）	1,281,254 （基準年度比-5%）	1,213,819 （基準年度比-10%）
	②A 重油使用量の削減 （ℓ）【0】※2	0	0	—	—
	③灯油使用量の削減 （ℓ）【39,986】	38,654 （基準年度比-3.33%）	38,321 （基準年度比-4.16%）	37,987 （基準年度比-5%）	35,987 （基準年度比-10%）
	④ガソリン使用量の削減（ℓ）【83,638】	83,303 （基準年度比-0.4%）	83,220 （基準年度比-0.5%）	83,136 （基準年度比-0.6%）	82,634 （基準年度比-1.2%）
	⑤軽油使用量の削減 （ℓ）【44,281】	44,103 （基準年度比-0.4%）	44,060 （基準年度比-0.5%）	44,015 （基準年度比-0.6%）	43,750 （基準年度比-1.2%）
(2)	水資源の節減（総排水量（㎥））【5,791】	5,771 （基準年度比-0.33%）	5,767 （基準年度比-0.41%）	5,762 （基準年度比-0.5%）	5,733 （基準年度比-1%）
(3)	廃棄物排出量（t）【6.28】	6.24 （基準年度比-0.66%）	6 （基準年度比-0.83%）	6.22 （基準年度比-1%）	6.15 （基準年度比-2%）
(4)	コピー用紙使用枚数 （枚：A4）【8,010,629】	7,957,759 （基準年度比-0.66%）	7,944,141 （基準年度比-0.83%）	7,930,522 （基準年度比-1%）	7,850,416 （基準年度比-2%）
(5)	グリーン購入【1 課 2 品目以上】	1 課 3 品目以上	消耗品費予算額の 10%	消耗品費予算額の 11%	消耗品費予算額の 14%

※1　平成 27 年 5 月開庁のため、基準年度における平成 27 年 4 月数値として平成 28 年 3 月～5 月の平均値により推計

※2　災害時における発電に使用

平成 28 年度取組開始施設
【支所（三郷、堀金、明科）における目標値】

削減項目		【基準年度】 平成 28 年度	【単年度目標】 平成 29 年度	【中期目標】 平成 31 年度	【長期目標】 平成 34 年度
(1)温室効果ガス排出量 (kg-CO2)		510,364	501,898 (基準年度比-1.66%)	485,058 (基準年度比-4.96%)	459,752 (基準年度比-9.92%)
	①電気使用量の削減 (kwh)	983,823	967,426 (基準年度比-1.67%)	934,632 (基準年度比-5%)	885,441 (基準年度比-10%)
	②灯油使用量の削減 (ℓ)	376	370 (基準年度比-2.5%)	357 (基準年度比-5%)	338 (基準年度比-10%)
	③ＬＰＧ使用量の削減 (㎥)	109.80	109.80 (基準年度比-0%)	109.80 (基準年度比-0%)	109.80 (基準年度比-0%)
	④ガソリン使用量の削減（ℓ）	1,668	1,665 (基準年度比-0.2%)	1,658 (基準年度比-0.6%)	1,648 (基準年度比-1.2%)
	⑤軽油使用量の削減 (ℓ)	65.10	64.97 (基準年度比-0.2%)	64.71 (基準年度比-0.6%)	64.32 (基準年度比-1.2%)
(2)	水資源の節減 （総排水量（㎥））	6,307	6,296 (基準年度比-0.17%)	6,275 (基準年度比-0.5%)	6,244 (基準年度比-1%)
(3)	廃棄物排出量（t）	8.36	8.33 (基準年度比-0.33%)	8.28 (基準年度比-1%)	8.19 (基準年度比-2%)
(4)	コピー用紙使用枚数 （枚：A4）	581,210	579,273 (基準年度比 0.33%)	575,398 (基準年度比 1%)	569,586 (基準年度比 2%)
(5)	グリーン購入	1 課 3 品目以上	消耗品費予算額の 10%	消耗品費予算額の 12%	消耗品費予算額の 15%

【子育て施設における目標値】

削減項目		【基準年度】 平成 28 年度	【単年度目標】 平成 29 年度	【中期目標】 平成 31 年度	【長期目標】 平成 34 年度
(1)温室効果ガス排出量 (kg-CO2)		947,269	929,850 (基準年度比-1.84%)	895,006 (基準年度比-5.52%)	866,588 (基準年度比-8.52%)
	①電気使用量の削減 (kwh)	1,173,782	1,154,219 (基準年度比-1.67%)	1,115,093 (基準年度比-5%)	1,079,879 (基準年度比-8%)
	②灯油使用量の削減 (ℓ)	79,415	77,827 (基準年度比-2%)	74,650 (基準年度比-6%)	72,268 (基準年度比-9%)
	③ＬＰＧ使用量の削減 (㎥)	23,502	22,954 (基準年度比-2.33%)	21,857 (基準年度比-7%)	21,152 (基準年度比-10%)
	④ガソリン使用量の削減（ℓ）	508	500 (基準年度比-1.67%)	482 (基準年度比-5%)	467 (基準年度比-8%)
(2)	水資源の節減 （総排水量（㎥））	56,130	55,569 (基準年度比-1%)	54,446 (基準年度比-3%)	53,324 (基準年度比-5%)
(3)	廃棄物排出量（t）	106,488	103,648 (基準年度比-2.67%)	97,969 (基準年度比-8%)	95,839 (基準年度比-10%)
(4)	コピー用紙使用枚数 （枚：A4）	273,508	273,508 (基準年度比 0%)	273,508 (基準年度比 0%)	273,508 (基準年度比 0%)
(5)	グリーン購入	1 課 3 品目以上	消耗品費予算額の 10%	消耗品費予算額の 12%	消耗品費予算額の 15%

表３　環境目標

５　環境活動計画

①共通取組

事務・事業活動と身近に関わる個別の事項について、表４のとおり取組項目を定め、この項目に基づいた具体的な取組を実施しています。

項目	施策
温室効果ガス 排出量の削減	○電気使用量の削減を図る。 ①　昼休み時の事務室等の不要な照明の消灯 ②　時間外勤務時は，必要最小限の照明 ③　ＯＡ機器等の不使用時の電源カット ④　空調設備の適切な温度設定（冷房 28℃、暖房 20℃） ○　一斉定時退庁日の徹底を図る。 ○　夏季におけるクールビズの実践。 ○　冬季におけるウォームビスの実践。 ○　用紙類の使用量の削減を図る。 ①　会議資料の簡素化、資料の共有化の徹底 ②　両面コピー、縮小コピーの活用 ③　ミスコピー、使用済み用紙の裏面利用 ④　コピー終了後のリセット ○　公用車燃料（ガソリン・軽油）の削減を図る。 ①　経済運転（効率的な運行計画及び運行経路の実践、アイドリングストップ） ○　灯油の使用量の削減を図る。 ○　省エネルギー・新エネルギーの推進について、市職員の意識向上及び市民への普及啓発を図る。
水資源の節減	○　節水思想の普及を図る。 ○　節水の実践
廃棄物排出量の削減	○　ごみの分別収集を推進。 ○　３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図る。 ○　無駄な紙の使用量の削減とＩＴ化の推進。 ○　公文書廃棄にあたっての資源化の推進。
グリーン購入の推進	○　グリーン購入の周知徹底と推進を図る。 ○　適正、適量調達を図る。

表４　環境活動計画内容

6　環境目標の実績

平成 28 年度の取組結果は以下のとおりです。

【登録範囲全体】

二酸化炭素排出量（kg-CO2）	2,531,939

【環境目標に対する取組結果（本庁舎）】◎目標値以下　△目標値 105%　×目標値 105%以上

項目		【基準年度】 平成 27 年度	【単年度目標】 平成 28 年度	【実績】 平成 28 年度	【評価】 ◎目標値以下 △目標値 105% ×目標値 105%以上
(1)温室効果ガス排出量（kg-CO2）		1,101,906	1,074,306 （基準年度比-2.50%）	1,162,735	× （対目標比+8.23%）
	①電気使用量の削減（kwh）	1,348,688	1,303,776 （基準年度比-3.33%）	1,360,212	△ （対目標比+4.33%）
	②A 重油使用量の削減（ℓ）	0	—	—	—
	③灯油使用量の削減（ℓ）	39,986	38,654 （基準年度比-3.33%）	67,967	× （対目標比+75.83%）
	④ガソリン使用量の削減（ℓ）	83,638	83,303 （基準年度比-0.4%）	79,760	◎ （対目標比-4.25%）
	⑤軽油使用量の削減（ℓ）	44,281	44,103 （基準年度比-0.4%）	42,069	◎ （対目標比-4.61%）
(2)	水資源の節減（総排水量（㎥））	5,791	5,771 （基準年度比-0.33%）	5,120	◎ （対目標比-11.28%）
(3)	廃棄物排出量（t）	6.28	6.24 （基準年度比-0.66%）	10.28	× （対目標比+64.7%）
(4)	コピー用紙使用枚数（枚：A4）	8,010,629	7,957,759 （基準年度比-0.66%）	7,934,000	◎ （対目標比-0.30%）
(5)	グリーン購入	1 課 2 品目以上	1 課 3 品目以上	【達成率】90.9%	×

表５　環境目標の実績

本庁舎は供用開始２年目となり「市民に開かれた庁舎」の趣旨の下、来庁者も増加しています。

電気使用量は主に凍結防止帯の使用により、灯油使用量は税の申告相談会場を庁舎内１階フロアに設置したことによる暖房使用により増加し、二酸化炭素排出量が単年度目標比約＋8.23%となりました。

また、廃棄物排出量も、引っ越し後の反動やファイリングシステムに伴う廃棄の徹底のため、排出量が増加したことにより、単年度目標に対し約 64.7%の増加となりました。グリーン購入は、周知と意識づけが進んだ結果昨年度の目標達成率は 90.9%（昨年度 52%）でした。その他の項目は目標値を達成しました。

（１）二酸化炭素排出量［kg-CO_2］

排出量計 1,162,735［kg-CO_2］

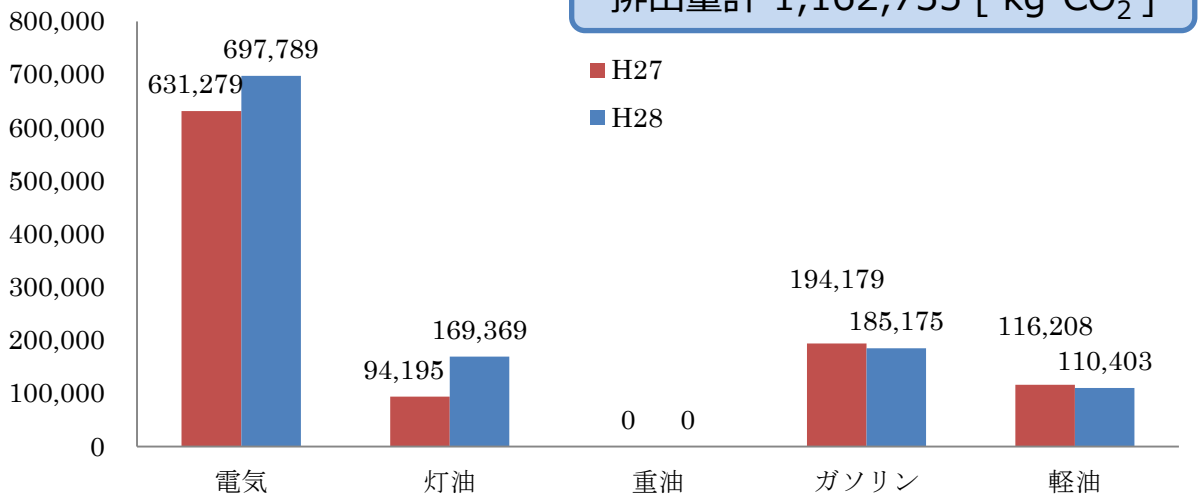

二酸化炭素排出量の内訳

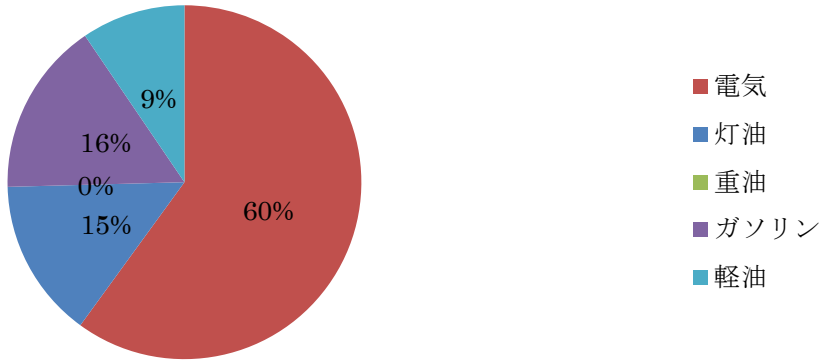

※購入電力における二酸化炭素排出量の把握にあたっては、
中部電力株式会社の平成 23 年（2015 年）CO_2 排出原単位値 0.513 を使用

①　電気使用量［千kWh］

電気使用量計　1,360［千kWh］

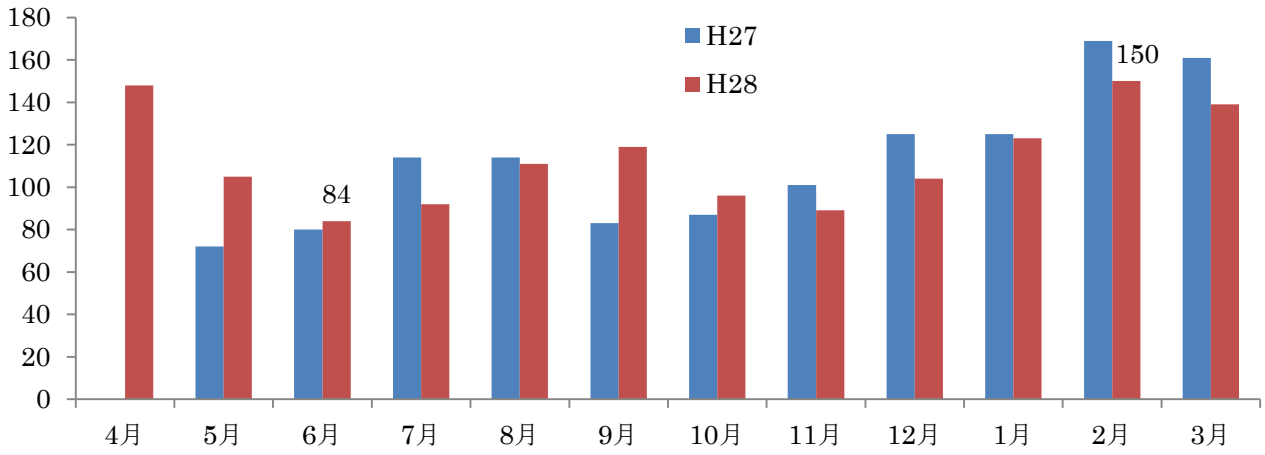

※項目「②重油」は災害対応時のみ使用しますが、幸いにも使用機会がありませんでした。

③　灯油使用量［ℓ］

灯油使用量計　67,967［ℓ］

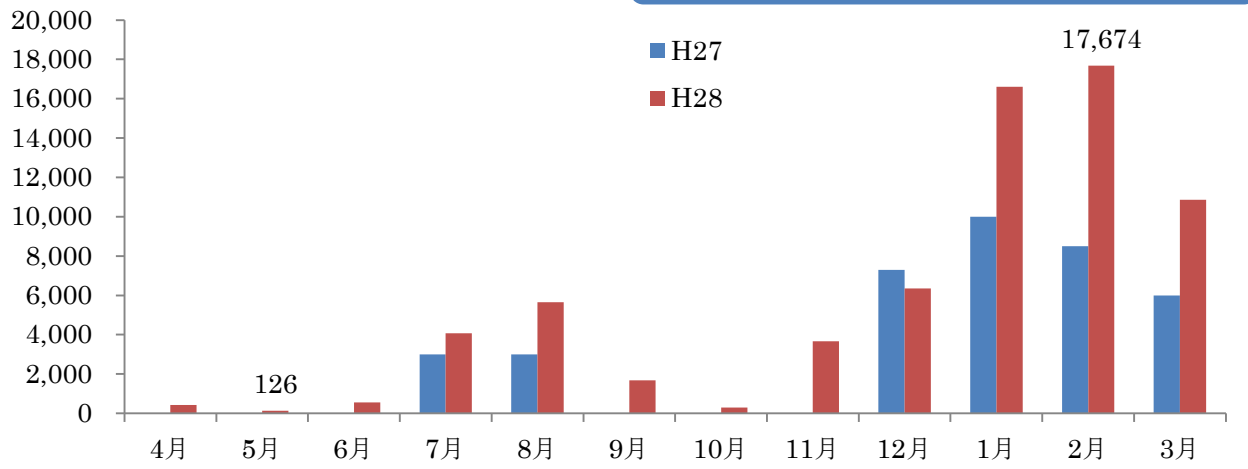

④　ガソリン使用量［ℓ］

ガソリン使用量計　79,760［ℓ］

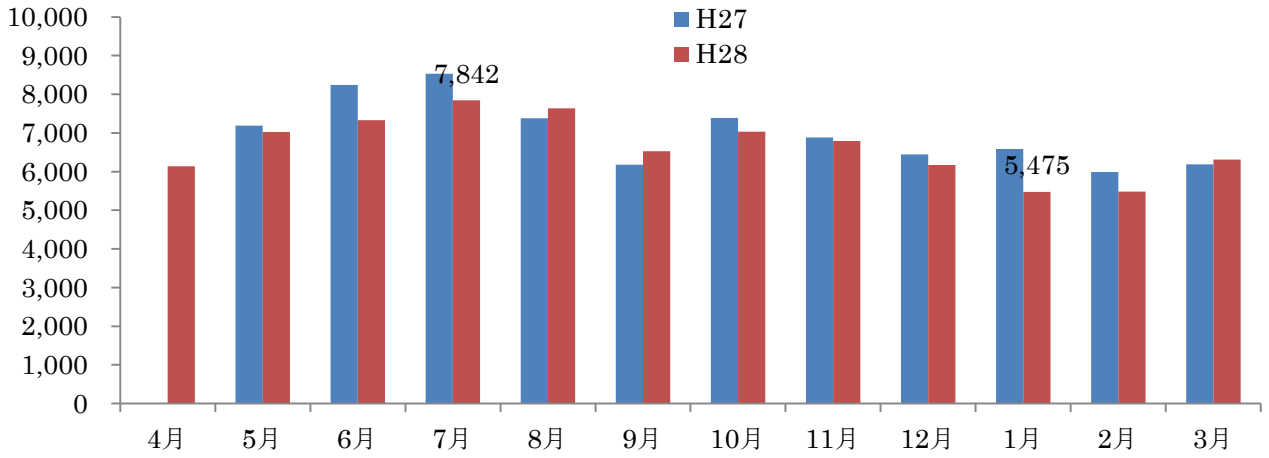

⑤　軽油使用量［ℓ］

軽油使用量計　42,069［ℓ］

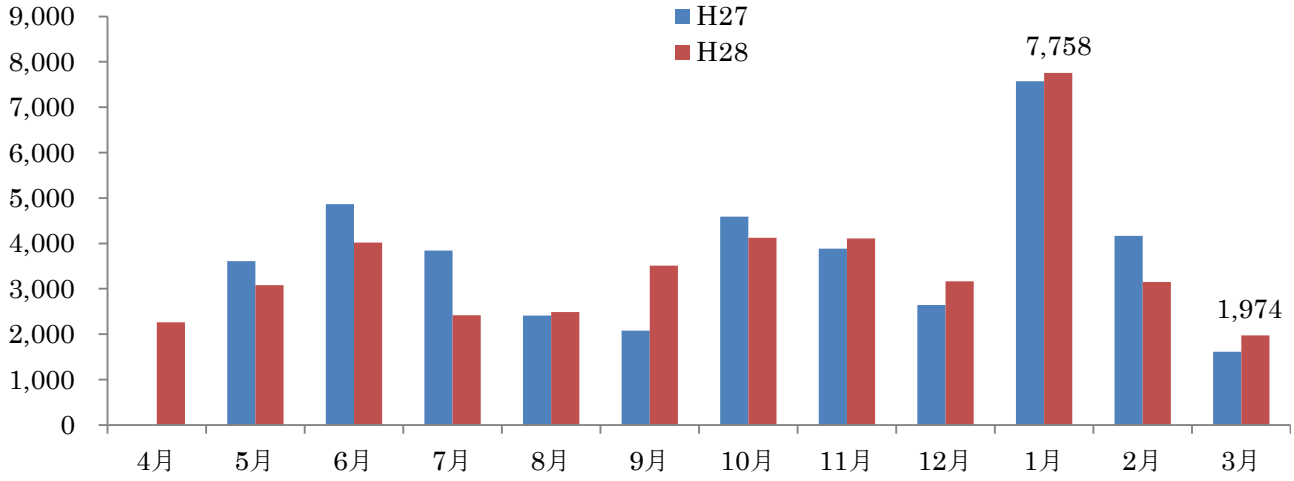

（２）①廃棄物排出量（リサイクル）［ｔ］

リサイクル量計　26.23［ｔ］

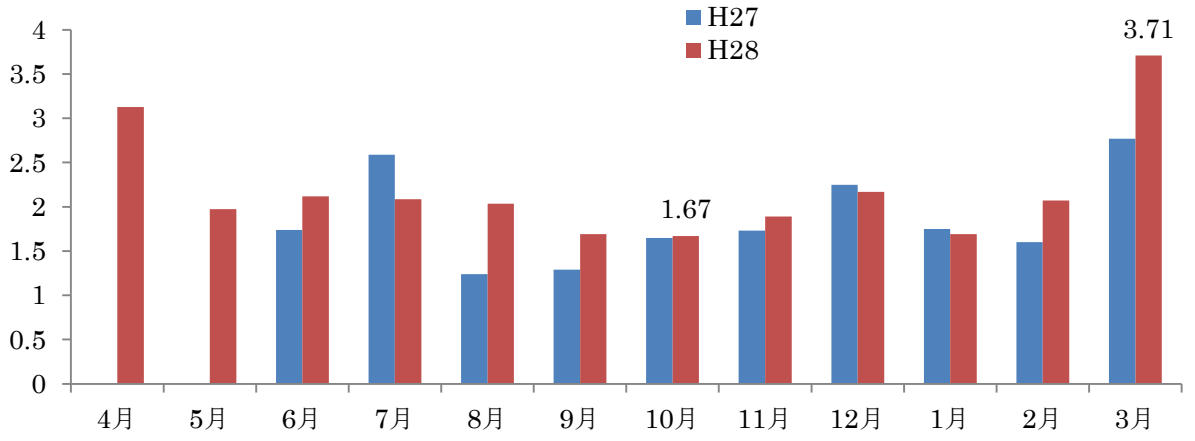

（２）②　廃棄物排出量（廃棄）［ｔ］

廃棄物排出量計　10.28［ｔ］

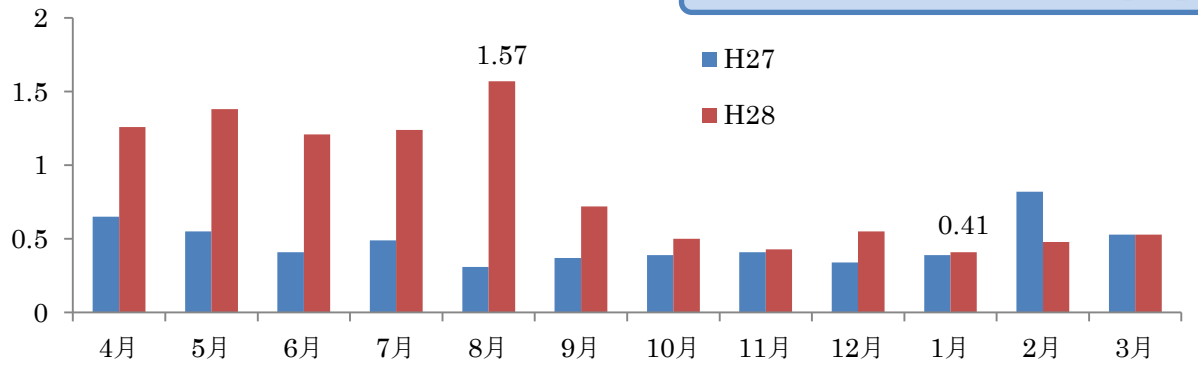

（３）①下水道排水量［㎥］

排水量計　5,120［㎥］

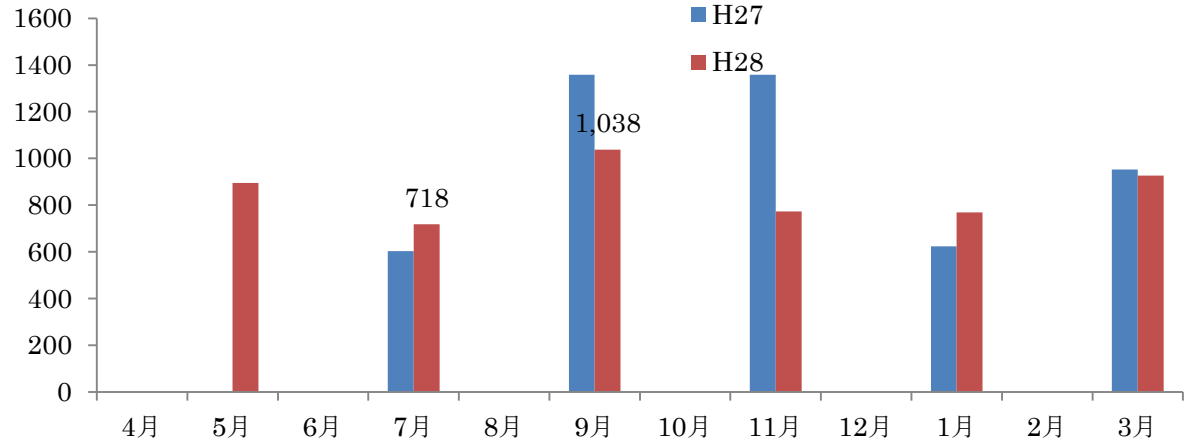

（３）②水使用量［㎥］

水使用量計　5,174 [㎥]

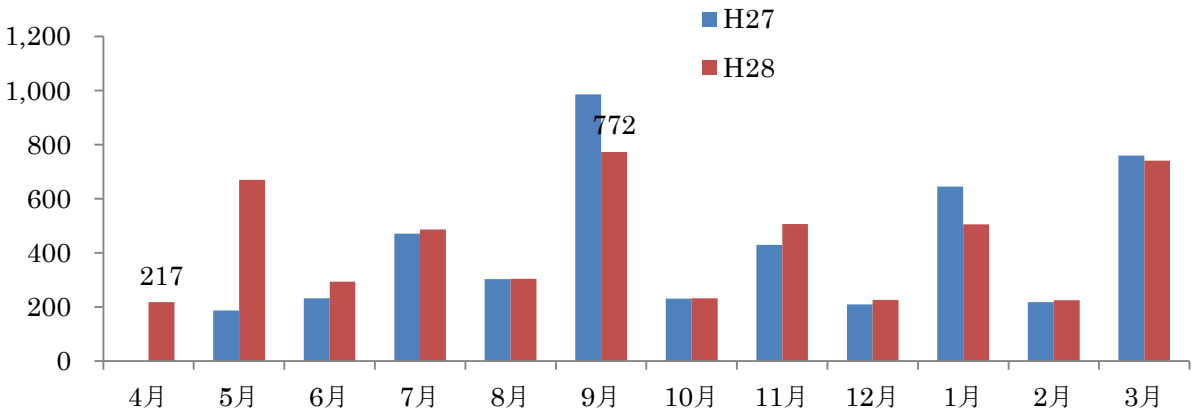

（４）　エネルギー使用量［MJ］

エネルギー使用量計 20,262,871 [ＭＪ]

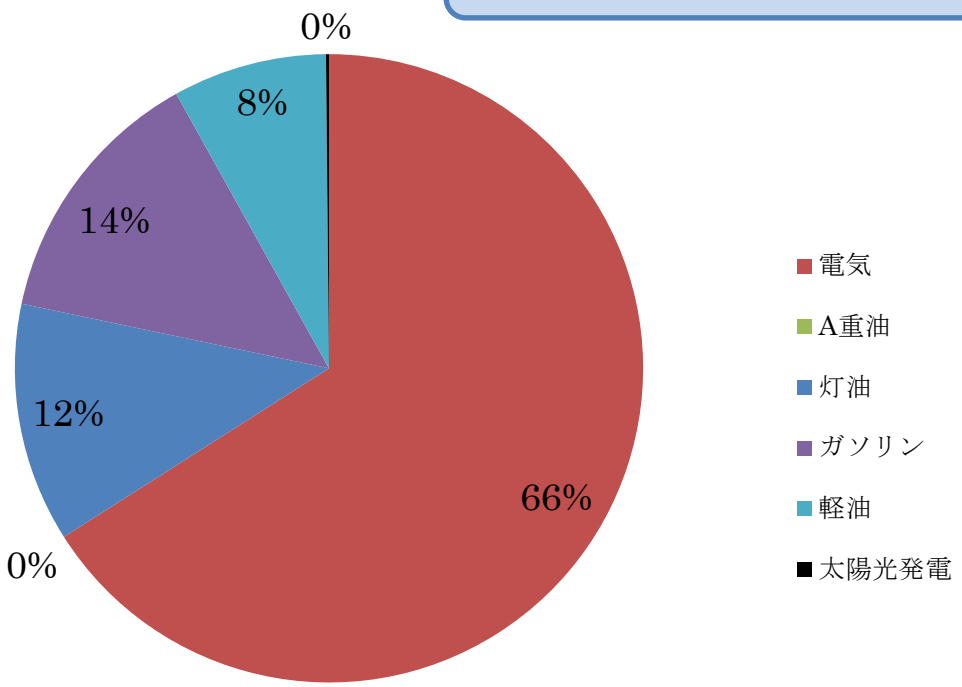

（５）グリーン購入の推進

購入品目数	評価区分	課･局数
3品目以上 （目標達成）	◎	60
2品目	○	2
0 品目	△	4

目標達成率 （達成課･局数／全課･局数）
90.9%

7　環境活動の取組結果とその評価、次年度の取組内容

■各課における取組目標とその評価

各課・局における業務内容や勤務特性を考慮し、個別に目標を定め取組を進めてまいりました。取組結果は以下のとおりです。

この結果を踏まえ、次年度の取組内容を定めます。

（評価区分：◎…よくできた、○…だいたいできた、△…あまりできなかった、－…該当事項なし外）

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
議会事務局		①録画映像閲覧数の増加（「アクセス数を前年（前回）よりも50件多くする」等を目標）	議会だよりや市議会ホームページなどを通じた広報	○	○
		②市議会だよりの内容を分かりやすくすることで問い合わせや窓口業務を減らす。	広報特別委員会による議会だよりの編集	○	○
総務部	総務課	①廃棄文書等の再資源化について年2回、職員に周知する。	保存年限の経過した文書を廃棄する際に全庁周知する。 年末において文書類を廃棄する際に全庁周知する。	△	○
		②入札指名参加業者に送付している仕様書等をホームページに掲載し紙の削減を図る。（通知する案件の 90%）	仕様書等をホームページに掲載する。 仕様書等を電子メールにより送付する。	○	○
	行政管理課	①委員会資料の両面化の実施（実施率 90%を目標）	印刷時の両面化実施	◎	◎
		②②会議の開催時に出席者へのクールビズ・ウォームビズの呼びかけ	開催通知にて呼びかけ	◎	◎
	職員課	①毎週水曜日の定時退庁の推奨（掲示板による職員への周知週1回実施）	毎週水曜日の業務開始前に掲示板で定時退庁及び不必要な照明消灯の呼びかけを実施	◎	◎
		②交通安全講習会における公用車のエコドライブ推奨（年1回の講習会にてエコドライブ豆知識についての講演実施）	交通安全講習会で、エコドライブの豆知識について講演していただく。	○	－
	危機管理課	①賞味期限前の備蓄食料等を防災訓練に使用 （目標：当該年度に賞味期限切れとなる備蓄食料等の全て）	賞味期限前の備蓄食料等の配付	◎	◎
		②消防団への貸与被服等の再利用 （目標：退団者の貸与被服のうち継続して利用可能な程度の物の全て）	消防団貸与被服等の再利用	◎	◎
	人権男女共同参画課	①使い捨てにならない啓発物の購入 or リサイクル原料を使用した啓発物の購入（「全啓発物中、2 品で実施」等を目標）。	資源の利活用	◎	◎
		②会議資料の両面印刷	ペーパーレスに寄与	◎	◎
政策部	政策経営課	①実施計画等の資料の両面化の実施（100%目標）	印刷時の両面化実施	◎	○
		②消耗品グリーン購入の徹底化	消耗品グリーン購入の実施	○	◎
		③庁議(政策会議・部長会議）等の会議資料等の電子データ化及び電子黒板等による説明等の実施（100%目標）	電子データによる会の議実施	○	○
	秘書広報課	①掲載する情報や掲載方法の見直し行い、ページ数を通常版は 36～40 ページに、お知らせ版は 8～12 ページに抑える	通常版のページ数を 36～40 ページにする。	◎	◎
			お知らせ版のページ数を 8～12 ページにする。	○	△
		②HP 掲載依頼は、原則、システム上とし、紙による掲載依頼を省く（各課から秘書広報課へコンテンツ作成依頼する場合を除く）	HP 掲載依頼は、原則、システム上にする。	◎	◎

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		③グリーン購入品目を5品目購入する	グリーン商品を市の努力目標数3つ以上の数を設定し、積極的に購入する。	◎	◎
政策部	情報統計課	①機器の調達の際グリーン購入法に適合する用品の調達を行う。（または仕様書に取り入れる）（機器中 100%に適用を目標とする）	機器調達時にグリーン購入法適合品であることを仕様書に記載	◎	◎
		②退庁時や一定以上の時間離席する場合などに機器類の電源をオフにすることを啓発	グループウエア掲示板を利用して周知する	◎	◎
財政部	財政課	①節電（課員全員の取組）	パソコン待機電源の節電（退庁時パソコンの主電源を切る）	○	○
		②コピー用紙の削減（課員全員の取組）	業務参考資料印刷の N アップ・両面印刷	◎	○
	税務課	①電子申告制度の推奨（給与支払報告書の電子データによる提出率 45%目標）	電子申告制度のPR	－	○
		②週末退庁時に基幹系プリンターの主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	最終退庁者が実施する。	○	◎
	収納課	①随時・一斉催告・督促状等の印刷を減らすことによる紙資源の消費量の削減を図る。発行件数の削減目標(対前年比)：催告書5%減、督促状 1%減。	督促状発行枚数の削減	◎	○
			督促状発行枚数の削減	◎	○
		②グリーン購入法適合商品の購入に努める	グリーン購入法適合商品の購入	○	○
	財産管理課	①冷房の適正管理（設定温度、定期点検、職員への切り替え周知）	クールビズの周知実施	◎	◎
		②公共施設工事における省エネ設備導入の検討	施設設計で省エネ設備の採用	○	○
		③公用車の更新時におけるエコカーの導入（目標：更新台数6台中、1台にて実施）	エコカーの購入	△	◎
市民生活部	地域づくり課	①各種資料の両面化の促進とともに、全区に対しても資料の両面化を啓発する。	各種資料印刷時の両面化の促進	○	◎
			全区へ印刷時の両面化を啓発	△	◎
		②豊科（豊科・南穂高）、穂高（有明・牧）地域を対象とした既存防犯灯のLED化（LED化工事進捗率 100%）	LED化更新工事	○	◎
			市内全域を対象としたLED化の推進	○	－
	豊科地域課	①アルプス花街道において参加団体数を増やす（昨年度+1団体）	アルプス花街道の活動の PR	○	◎
			参加団体の勧誘	○	○
		②地域区長会における資料の両面化の実施（全 5 回　実施率80%））	両面印刷が可能かの精査	◎	◎
			電子データによる書類配布	○	◎
	三郷地域課	①支所・公民館内の電気・灯油の使用料削減を図る。（目標：現状維持）	始業前、昼休みの消灯の徹底	◎	◎
			定期的に室内温度の確認を行う。	◎	◎
		②グリーン購入法適合商品の購入に努める。（目標：現状維持）	グリーン購入法適合商品を購入する。	○	○
	堀金地域課	①始業前・昼休みの消灯の徹底。施設内の空調温度を適正に保つ取り組みの徹底などで電気使用量の削減を図る。（目標：現状維持）	始業前・昼休みの消灯の徹底	◎	◎
			空調温度を適正に保つ取り組みの徹底	◎	◎
		②ゴミの出し方手引きに基づく分別の徹底によるゴミの資源化と廃棄物の排出削減（目標：現状維持）	ごみ分別の徹底	◎	◎
			機密文書の溶解処理	－	◎
		③緑のカーテンの遮光による夏場の節電対策（目標：現状維持）	緑のカーテン実施	△	－
			写真展への応募	○	－

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		④環境への負荷ができるだけ少ない製品を選んで購入する。消費者が環境負荷を軽減することはもとより、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。（目標：年間3品目以上）	グリーン購入の促進	－	◎
市民生活部	明科地域課	①来庁者や公民館利用者が、快適に施設を利用できるように庁舎内の適正な温度調整を図りながら、節電に努める。	公民館利用者に節電の周知をすると共に貸館内の適正な温度調整の協力を依頼する。	◎	◎
			始業前・昼休みの消灯の徹底や室内温度を細目に確認し、適正温度を維持する。	◎	◎
		②区長会等の資料やコピー・印刷物の両面化を実施する。（ペーパーレスに寄与）	区長会会議資料等を両面化する。 （年 6 回の会議時）	◎	◎
			両面コピーや両面印刷の周知と協力を依頼する。	◎	◎
		③ノーマイカー通勤ウィークの取組みを周知・協力依頼し、温室効果ガスを低減する。	ノーマイカー通勤ウィークを実施する。	○	－
	市民課	①機密文書以外の用紙をリサイクルし、廃棄する紙量を減らす。	機密文書以外の用紙をリサイクルする。	◎	◎
		②消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	消耗品のグリーン購入	○	◎
	環境課	①毎週水曜日の定時退庁の実施月平均 70%の実施率を目指す。	毎週水曜日の定時退庁の実施	△	○
		②平成 28 年度「ノーマイカー通勤ウィーク」 課内職員 1 人当たり平均 2 回/月を目指す。（目標：達成率 50%）	公共交通機関又は徒歩、自転車、相乗りなどにより、ノーマイカー通勤に取り組む。	◎	○
	廃棄物対策課	①リサイクル自転車の頒布会を年度中 2 回実施	10 月の環境フェア時及び 3 月の領布会に向け、リサイクル施設に持ち込まれた自転車の整備・修理を委託し、準備する	○	◎
			リサイクル自転車の頒布会の実施	—	◎
		②広報紙等によるごみ減量・資源化の啓発	ごみ減量・資源化に関する記事を広報紙に掲載する	○	◎
			ごみカレンダーの作成・配布	○	◎
福祉部	長寿社会課	①OA 機器関連の各種節約を図る（目標節約率１００%）	外出時PC画面を閉じる。帰宅時プリンターの電源を切る	○	○
			両面、集約プリントの徹底	○	○
		②ノーマイカー通勤を心がけ実施を記録する（目標各自月1回以上）	徒歩、相乗り、自転車等の手段で通勤	○	○
	福祉課	①ケースワーク相談時等のエコドライブ推奨 （ひと月のガソリン給油量を 270.0ℓ以下とする。）	エコドライブを心がける	○	○
		②30枚以上コピーが必要な場合、印刷機を利用する。 （印刷枚数を集計することで、コピー機を使用しないで省エネに寄与した実績数値とする）	印刷機の利用	○	○
			無駄なコピーをしない	○	○
	子ども支援課	①窓口来庁者向けのカウンターに環境に関する啓発チラシを挟み込む（年 12 回内容変更）	啓発チラシによる広報	○	○
		②事務室後方スペース用照明の、昼食時の消灯を徹底する。	照明用電気料の節減	○	◎
	保育園、幼稚園	①環境学習の啓発	環境に関する絵本の読み聞かせ	○	○

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		②環境意識の推進	節水表示を作成し、園児促す	○	○
		③野菜を栽培し、収穫・調理体験を行う(栽培は以上児全クラス、調理は年 2 回)	栽培種の選定・種蒔き、野菜の世話・収穫・調理	○	○
保健医療部	健康推進課	①市からの各種通知時に担当者名や直通電話を記入することで問い合わせや窓口業務をスムーズにする。	予防接種・検診通知等。	◎	－
		②休日当番医のご案内を広報・ホームページ・新聞他の媒体を使うことで、各年齢層に対応する。	毎月と変更時	◎	◎
		③各種検診等のお知らせは再生紙を両面印刷し、使用する紙を減らす。	各種検診等通知送付時	◎	◎
	介護保険課	①消耗品のグリーン購入の推進をはかる	消耗品のグリーン購入	○	◎
			オフサイト・ミーティング等で話し合い、意識を高める	◎	○
		②市からの広報通知分の内容を 分かりやすくすることで、問い合わせや窓口業務を減らす	広報通知をわかりやすく工夫する	◎	－
			オフサイト・ミーティング等で話し合い、意識を高める	◎	－
		③地域の介護予防事業を推進し、同事業延べ参加者数の増加に取り組む（平成 28 年度：9,000 人）	二次予防事業や一次予防事業を行う	－	◎
			認知症サポーター養成講座や市民向け講演会等の機会に、介護予防事業の紹介を課全体として取り組む。	－	◎
		③での資料を両面印刷や2アップ等、工夫を行う。また余った資料もリサイクルとする。（◎：3 回、○：2 回、△：1 回、＼：該当なし）	資料のエコ化とわかりやすさの工夫を行う	－	◎
			オフサイト・ミーティング等で話し合い、意識を高める	－	○
	国保年金課	①資源ごみの分別を徹底し、可燃ごみを削減する。	印刷物（納付書、認定証等）の余白を資源ごみとして分別し、可燃ごみを削減する。	○	－
				○	－
		②市からの通知文の内容を簡素にわかりやすくして、窓口業務を減らすことにより時間外勤務の削減に努める。	保険証、保険税・保険料納付書等の送付時に説明文書を同封する。	○	－
		③特定健康診査等の受診率向上　受診率 50%	特定健康診査の受診率向上に取り組み、必要な健康指導を実施することにより、医療費の軽減を図る。結果として、被保険者の負担と事務量の軽減につなげることで、省エネに寄与する。	－	◎
		④収納率の向上　国民健康保険税 96.5%　後期高齢者医療保険料 99.9%	収納課と連携し、未納者対策を強化することで被保険者の負担軽減を図るとともに、督促状等の発行部数を減少させることで資源の節約、郵送料の軽減を図る。	－	○
		⑤ごみの削減及び電気量の削減	グループウェアを最大限活用することでコピー等の使用削減に取り組み、発生した資源ごみの分別を徹底して可燃ごみを削減する。	－	○
			時間外勤務の減少に取り組み、特に一斉定時退庁日を徹底する。	－	○
農林部	農政課	①業務を効率的に行うことにより、節電に取り組む（目標：70%以上）	水曜日の定時退庁	◎	○
			昼休みにパソコンを閉じて、節電に努める	△	○
		②紙の減量化に努める（目標：両面、Nアップ、裏面印刷を 60%以上）。	印刷物の両面印刷、Nアップ印刷及び裏面印刷の推進。	○	△
	耕地林務課	①公共施設等への植樹の推進を図る。目標：区等に苗木 500 本の配布	各区へ働きかけを行い、公共施設等への緑化木植栽を推進する	○	◎

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
		②地元産材（枯損木含む）の再利用・再活用を図る。目標：地元材利用量 150m3／年	安曇野材利用促進プロジェクトの実施	△	◎
農林部	耕地林務課	③事務の効率化を図り、水曜日の定時退庁と節電に取り組む。目標：定時退庁率 70%以上	水曜日の定時退庁（18 時まで）	○	◎
商工観光部	商工労政課	① 始業前・昼休み中の消灯を徹底することで電気使用量の削減を図る。（目標：現状維持）	始業前・昼休みの消灯の徹底	◎	◎
		② 商工会等と連携して参加するイベント会場のゴミ箱に、分別推進の看板等を設置する。（「全イベント中、実施率 60%」を目標）	ごみ分別の徹底	○	○
			第 4 回信州安曇野新そばと食の感謝祭 農林業まつり	－	◎
		③JR 簡易委託駅利用者用便所の備付けトイレットペーパーをグリーン購入する。（目標：実施率 100%）	グリーン購入の推進	◎	○
	観光交流促進課	①各種イベント会場におけるゴミ分別収集の推進	排出物の分別収集の実施(市外含む)	◎	◎
			会場及び周辺清掃活動の実施（市外含む）	◎	◎
都市建設部	監理課	①省エネ	スクリーンセーバーの待ち時間短縮(目標：全員5分設定)	○	○
			関係機関へ書類等の提出等は、課内で情報共有し（予定表の確認）、会議等出席者へ預ける。	△	△
		②整理整頓・紙の減量	事務所内の整理整頓に努め、印刷物の誤字脱字に注意を払い、資料の作り方や事務手順を工夫して紙の減量に努める。	○	○
			個人的に必要な資料と共有できる資料を分ける。	○	○
	建設課	①資源の有効利用を図る。（目標：支障木発生時の提供率）	公共施設の道路支障木を廃棄処分せず、薪の提供事業（里山再生計画）を活用する。	－	○
		②工事書類の簡素化を図る。（目標：市単独工事実施率 100%	市単独発注工事において、安曇野建設事務所で一括承認された材料は承認願いを省略。	◎	○
	都市計画課	① 緑の基本計画策定（目標：CO2 吸収量の増加）	緑の基本計画策定	○	◎
		②市内の公園、緑地を維持管理する中で生じた剪定木をチップ化し、ごみ焼却場での処分量を削減する。（目標：剪定木の集積→その都度　チップ化→年1回）	南部総合公園の1画に市内各公園緑地より集積した剪定木を仮置きし、レンタル会社より借りたチッパーを使いチップ化し、愛犬広場に敷く。	◎	◎
	建築住宅課	①緑化推進記念樹等の配布事業を実施し、住宅地の緑化率向上とCO2 吸収量を増加させる。（目標：吸収量 1,981kg-CO2）	住宅の新築購入、誕生、小学校入学、結婚の記念として記念樹の配布を行う。	△	△
			期間限定事業	－	－
		②市営住宅の改修工事で屋根塗装に遮熱塗料を使用することにより、夏期のエアコン使用を抑制し省エネにつなげることで CO2 排出量を削減する(目標：CO2 削減量 1,118kg-CO2)	市営住宅三田団地改修工事　2棟	◎	◎
			塗装面積 486 ㎡（2 棟）　ニッペ「サーモアイ si」エアコン設置状況　4／8部屋	－	－

課・局名		目標	取組内容	前期	後期
上下水道部	経営管理課	①資料等の電子化保存、用紙の両面印刷、再生紙利用	電子データのプリント抑制、プリントの両面使用又はミスプリント用紙の再利用	○	○
		②消耗品のグリーン購入の推進	消耗品等の購入に際し、グリーン購入を優先	◎	○
	上水道課	①漏水調査と漏水修理の実施により施設の稼働を減らす。（CO2 の削減）	有収率の低い明科、穂高地域の漏水調査を実施	○	－
			調査により発見した漏水個所の修理	○	○
			有収率の低い明科、穂高及び三郷地域の漏水調査を実施	－	○
	下水道課	①浄化センターの負荷軽減（使用電気量抑制）のため、流入汚水の水質改善（事業場の立入検査を年 50 箇所以上を目標）	下水道公社と協力し実施	△	◎
上下水道部	下水道課	②公共下水道工事におけるアスファルト合材、砕石など再生資材の利用（工事利用率100%を目標）	設計段階から使用を考え、現場に指示	◎	◎
会計課		①会計課で購入する指定物品（封筒、ファイル、ファイリングシステム用品）の再生紙使用推進。（目標：指定物品全て）	再生紙使用製品の購入	○	○
		②会計課窓口来庁者への環境に関する啓発。	カウンターにチラシを掲示	○	○
教育部	学校教育課	①「ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」遵守による年度内の処理	処理業務発注に向けた準備	△	◎
			仕様書作成及び補正予算計上	△	◎
	生涯学習課	①毎週水曜日の一斉定時退庁の実施（目標：70 パーセントの達成）	午後 6 時までの退庁	○	○
		②グリーン購入の促進（目標：購入率 50 パーセント）	消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	△	△
	文化課	①グリーン購入の促進（目標：購入率 50 パーセント）	消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	○	○
			電球等の LED 化	○	○
		②毎週水曜日の一斉定時退庁（目標：80 パーセントの達成）	午後 6 時までの退庁	○	○
		③環境をテーマにした講演会や企画展の開催（目標：2回以上）	環境をテーマとした文化講演会の開催	－	◎
			環境をテーマとした企画展調査・研究	－	◎
	図書館交流課	①図書館協議会会議、交流学習センター運営委員会資料の両面化の徹底	印刷時の両面化実施	◎	◎
		②図書リサイクルの実施（月 400 冊以上をリサイクルする）	寄贈本などのうち蔵書とする本以外を譲与する	◎	◎
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局		①用紙類の使用削減を図る。	印刷時の両面化実施	◎	◎
			監査報告書作成時、プロジェクター使用	◎	◎
		②グリーン購入の促進（目標：購入率 50 パーセント）	消耗品のグリーン購入の徹底をはかる。	◎	◎
農業委員会事務局		①定例総会の開催時に農業委員へのクールビズ・ウォームビズの呼びかけ（目標：通年実施）	地域委員会、定例総会開催時にクールビズ、ウォームビズの実施	◎	◎
		②紙の減量化に努める（目標：両面、Nアップ、裏面印刷を 60%以上）	印刷物の両面印刷、Nアップ印刷及び裏面印刷の推進	◎	◎
				◎	◎

■安曇野市環境行動計画に基づく事業の取組結果

安曇野市では、平成 19 年度に「安曇野市環境基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、平成 20 年度から平成 29 年度までの計 10 カ年を計画期間として定めています。この基本計画を補強する計画として、平成 21 年度に「安曇野市環境行動計画」を策定し、基本計画にて取り上げられている取組のうち、特に重点的・優先的な事項について 11 の重点プロジェクトに設定し、安曇野市環境基本計画推進会議による進捗管理を行いながら各事業の推進と実践を進めています。この安曇野市環境基本計画推進会議では、業績評価のほかに取組評価や中・長期計画における進捗具合の点検・評価を行っています。

環境行動プロジェクト（プログラム化と進行管理）

第二次行動計画 重点プロジェクト	テーマ	プログラム	担当課評価 前期	担当課評価 後期	推進会議による業績評価
①緑化と省エネを主体とした CO_2 削減に取り組む	緑化の促進	①-1 緑を増やして CO_2 を削減しよう	－	D	60/100
	省エネルギーの促進	①-2 CO_2 の排出量を「見える化」し生活スタイルを改善しよう	A	A	80/100
②安曇野にふさわしい生態系を守る	外来種対策	②-1 身近に生息・生育する外来生物を調べよう	A	－	80/100
		②-2 早期外来植物対策で繁殖拡大を防ごう	A	－	80/100
	在来生物の生息環境の保全	②-3 安曇野の自然まるわかり観察会	A	－	80/100
③身近な水辺を育み地域の歴史と文化を大切にする	身近な水辺環境の保全	③-1 安曇野の水辺体験	A	－	60/100
	歴史・文化遺産の保全と継承	③-2 歩いて楽しいまちづくり	A・A・A	A・A・A	80/100

計画推進プロジェクト（計画に沿った推進と実践）

第二次行動計画 重点プロジェクト	事　業	担当課評価 前期	担当課評価 後期
④森づくりを推進する	④-1　安曇野市里山再生計画推進事業 ④-2　松くい虫被害対策事業 ④-4　ニホンジカ対策	④-1　A ④-2　B・A ④-4　D	④-1　A ④-2　A・A ④-4　B
⑤耕作放棄地を減らして安曇野の風景を守る	⑤-1　人・農地プランの実践・見直し ⑤-2　就農支援 ⑤-3　耕作放棄地の解消支援 ⑤-4　中山間地域等直接支払 ⑤-5　多目的機能支払交付金事業	⑤-1　B・B・A ⑤-2　E ⑤-3　D ⑤-4　B ⑤-5　A・A	⑤-1　B・B・A ⑤-2　B ⑤-3　B ⑤-4　B ⑤-5　A・A
⑥地元産農産物の地域内での消費拡大をはかる	⑥-1　直売加工施設運営事業 ⑥-2　地産地消の推進（その1、その2）	⑥-1　A・A ⑥-2　A・A	⑥-1　A・A ⑥-2　A・A
⑦豊かな地下水を保全する	⑦-1　水資源保全対策事業	⑦-1　A	⑦-1　A
⑧臭気規制を導入する	⑧-1　臭気規制の導入	⑧-1　A	⑧-1　A
⑨ごみを減らそう	⑨-1　ごみ減量化再利用対策事業（家庭系） ⑨-2　ごみ減量化再利用対策事業（事業系）	⑨-1　A・B ⑨-2　B	⑨-1　A・C ⑨-2　C
⑩環境マネジメントシステムを導入する	⑩-1　環境マネジメントシステムの構築と運用	⑩-1　A	⑩-1　A
⑪自然エネルギー導入を進める	⑪-1　住宅用太陽エネルギー導入システムへの補助金交付事業 ⑪-2　小水力発電の調査・検討・活用の取り組み ⑪-3　バイオマス燃料の調査・検討・活用の取り組み ⑪-4　地中熱の調査・検討・活用の取り組み	⑪-1　C・E ⑪-2　A・A ⑪-3　A・A ⑪-4　A	⑪-1　B・E ⑪-2　A・C ⑪-3　A・－ ⑪-4　A

※詳細な取組項目とその評価は安曇野市HP内 年次報告書（https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/16/10191.html）をご覧ください。

８　環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

８－１　環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） （昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号） 最終改正：平成 27 年 7 月 17 日法律第 58 号	法 12 条 2 項 保管の基準	・産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透しないようにする ・騒音・振動又は悪臭等の防止 ・保管施設による保管・保管・詰め替え場所の囲い ・掲示版・掲示版（60cm×60cm）→（種類・管理者・連絡先等）	担当課	現地
	法 12 条 委託の基準 令 6 条の 2 委託の基準	・許可を受けたもの ・もっぱら再生利用業者（廃品回収業） ・再生指定制度指定業者など ・収集運搬 ・処分業（それぞれに契約）		委託契約書
	法 12 条の 3 産業廃棄物管理表（マニフェスト）	・マニフェスト発行・返送遅延時の届出、回収、照合（発行後 B2、D 票 90 日、E 票 180 日以内） ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）は 5 年間保管する。		マニフェスト
	法 12 条の 3 第 7 項 都道府県知事への報告	・処理廃棄物の報告（前年度分の報告を次年度の 6 月 30 日までに報告）		報告書

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
使用済自動車の再資源化等に関する法律 （平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号） 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号	法 5 条	・自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努める。 ・自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない	財産管理課	カタログ
	法 73 条	・当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない	財産管理課	領収書
大気汚染防止法 （昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号） 最終改正：平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号	法 6 条 ばい煙発生施設の届出	・ばい煙発生施設、VOC 排出施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設の設置及び変更は都道府県知事に届出が必要。実施は 60 後、変更（代表者・事業所の名称等）は 30 日以内。ばい煙発生施設ボイラ→ボイラ伝熱面積 10 ㎡以上・燃焼能力重油換算 50L/h 以上	財産管理課	届出書
	法 16 条 ばい煙等の測定	・ばい煙等の測定義務・測定結果は 3 年間保管（ばいじん・窒素酸化物等）	財産管理課	契約書
	法 17 条 事故時の処置	・ばい煙発生施設又は特定施設に事故が発生し、特定物質又はばい煙が大気中に多量に排出した場合は、応急処置を講じ、速やかに復旧するように努める事、直ちに知事に連絡する事。	財産管理課	
下水道法 （昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号） 最終改正：平成 27 年 5 月 20 日法律第 22 号	法 11 条の 2 項 使用開始等の届出	・公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ使用開始の時期を管理者に届け出ること。 ・水質汚濁防止法等の特定施設の設置者は、あらかじめ使用開始の時期を管理者に届け出ること。	担当課	下水道使用届

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
消防法 （昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号） 最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号	法 9 条の 4 指定数量未満の貯蔵と取扱い 松本広域連合火災予防条例	・指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を、貯蔵し、取り扱おうとする者は、あらかじめ、消防署長に届け出なければならない。	担当課	少量危険物届出書
	法 10 条 指定数量以上の貯蔵と取扱い	・指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵してはならない。 ・指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で取り扱ってはならない。	財産管理課	地下貯蔵所
	法 11 条 設置の許可 完成検査	・製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、製造所、貯場所又は取扱所の区分に応じ、市町村長の許可を受ける事。 ・製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造を変更しようとする時も同様。許可を受けたものは、使用にあたって完成検査を受ける事。	財産管理課	設置届
	法 12 条 貯蔵の技術上の基準	・製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置（空地）構造、及び設備が政令で定める技術上の基準に従い維持する事。	財産管理課	定期検査
	法 13 条 危険物の取扱	・製造所、貯蔵所又は取扱所においては、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ取扱が出来ない。	財産管理課	責任者指定届
	法 14 条の 3 の 2	・政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。	財産管理課	点検記録
	法 16 条の 3	・製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の流出その他の事故が発生した場合は、直ちに流出、拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止の処置を講じ、直ちに消防署、市町村の指定した場所、警察署、等に連絡する事。	財産管理課	定期検査

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
地球温暖化対策の推進に関する法律 （平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号） 最終改正：平成 28 年 5 月 27 日法律第 50 号	法 5 条	事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。	財産管理課	
	法 20 条の 2	市は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。	環境課	市地球温暖化対策実行計画（H24.3 策定）
	法 20 条の 3	市は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定する	環境課	市地球温暖化防止実行計画（H28.9 策定）
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法） （昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号） 最終改正：平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号	法 4 条 エネルギー使用者の努力義務	・エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意し、エネルギーの使用の合理化に努める事。	担当課	
	法 7 条 特定事業者の指定 法 7 条の 4 第一種エネルギー管理指定工場等の指定	・年度の使用量が原油換算 1500KL 以上はエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任 ・年度の使用量が原油換算 3000KL 以上→第一種指定事業者	環境課 学校教育課	報告書
	法 14 条 中長期計画	・特定事業者は、その達成のための中長期的な計画を作成し、大臣に提出しなければならない	環境課 学校教育課	報告書
	法 15 条 定期の報告	・特定事業者は、毎年度工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況を大臣に報告しなければならない。	環境課 学校教育課	報告書

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
	法 17 条 第二種エネルギー管理指定工場等の指定	・年度の使用量が原油換算 1500KL 以上	学校教育課	報告書
建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） （平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号） 最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号	法 6 条 発注者の責務	・発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。	担当課	
	法 8 条 地方公共団体の責務	・道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。	担当課	
	法 9 条 分別解体等実施義務	・特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、受注者）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下単に「自主施工者」という。）は、分別解体等をしなければならない。	担当課	
	法 16 条 再資源化等実施義務	・建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。	担当課	
	法 18 条 発注者への報告等	・対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない	担当課	
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号） 最終改正：平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号		・環境配慮等の状況を公表する。	環境課	環境レポートの作成

適用法令	項目・条文	法適用項目	担当課	確認すべき項目
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 （平成 15 年 7 月 25 日法律第 130 号） 最終改正：平成 23 年 6 月 15 日法律第 67 号	法６条	・地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。	環境課	
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」 （平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号） 最終改正：平成 25 年 6 月 12 日法律第 39 号	法 16 条 「管理者判断基準」の遵守	①適切な場所への設置 （損傷をもたらす著しい振動が無い。点検修理に支障が無い。） ②機械の点検 （簡易点検…3 か月に１回。定期点検　定格出力 7.5KW 以上　３年に１回。） ③漏洩防止措置、修理しないままの充填の原則禁止 ④点検整備の記録保存	担当課	
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 （平成 24 年 8 月 10 日法律第 57 号） 最終改正：平成 24 年 8 月 10 日法律第 57 号	第７条 「事業者の責務」	使用済小型家電は各施設所定の場所に排出し、認定業者を通じて資源化する。	担当課	
特定家庭用機器再商品化法 （平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号） 最終改正：平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号	第６条 「事業者及び消費者の責務」	家電リサイクル法の対象４品目（テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機））を廃棄するときは、排出者がリサイクル料金を納入し、市許可業者に引き渡して処理する。	担当課	

８－２　違反、訴訟等の有無

環境関連法規に対する違反は過去１年間ありませんでした。環境関連法規に関する訴訟の有無については以下の２件です。

番号	年度	環境関連法規名	内容	状況
1	平成 21 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第７条第５項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中
2	平成 24 年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第７条第５項に基づく特定の事業者に対する一般廃棄物処理業許可の取消訴訟	係争中

■教育訓練の実施状況

エコアクション 21 の取組に対する職員の理解を深めるとともに、環境マネジメントシステムを円滑に運営するため、以下のとおり研修会を開催しました。

「エコアクション 21」職員研修会		
日　時	平成 28 年 6 月 21 日、22 日 10：00～11：30　ほか計 5 回	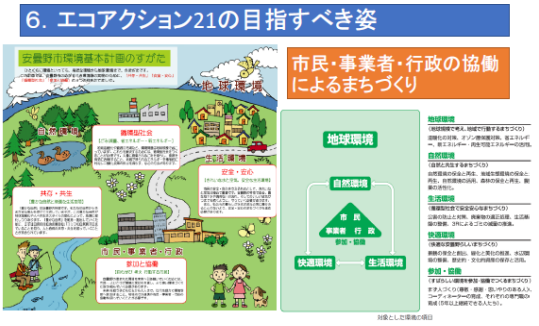
場　所	本庁舎 4 階　大会議室	
参加者	計 394 人	
概　要	・「エコアクション 21」全般について ・安曇野市における具体的な取組について	

「エコアクション 21」内部監査員研修会		
日　時	平成 29 年 1 月 24 日 9：00～12：00	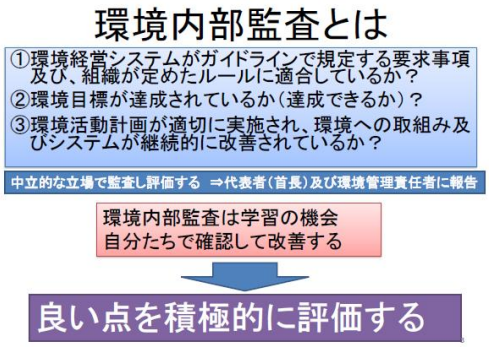
場　所	本庁舎 4 階　403 会議室	
参加者	内部監査員 12 人	
概　要	・内部監査に関する説明 ・環境内部監査のポイント	

■内部監査の実施状況

エコアクション 21 の要求事項に適合しているか、適切に実施・継続されているかを確認するため、以下のとおり内部監査を実施しました。実施結果は庁内掲示板にて情報共有しました。

内部監査		
日　時	平成 29 年 2 月 10 日 9：00～10：00　ほか計 3 回	
場　所	三郷支所、堀金支所、アルプス保育園	
概　要	・要求事項の適合状況の確認 ・取組目標の内容とその実績確認 ・対象施設における現地確認　等	
監　査 対　象	・三郷地域課　　・堀金地域課 ・子ども支援課（アルプス保育園）	
指　摘 事　項	・監査時間の確認 ・目標設定は部署の特徴を考慮し設定 ・評価可能（数値目標）な目標設定が必要など	

９　代表者による全体評価と見直しの結果

平成 27 年 11 月に「キックオフ宣言」をし、取り組んでまいりましたエコアクション 21 について、平成 29 年 1 月 31 日に本庁舎が認証・登録となりました。

また、平成 28 年度からは支所、保育園及び幼稚園へと取り組みを拡大し、平成 29 年度は小学校及び中学校においても取り組みを広げていくこととしております。

取り組んだ事例のうち、各課における取組目標については、市環境基本計画の事業内容を踏まえ、自らの業務における特性から環境への貢献となるより効果的な目標になるよう再度検討に努めてください。

本庁舎は、平成 27 年（2015 年）５月に開庁し、行政機能が集約され２年が経過しました。「市民に開かれた庁舎」の趣旨の下、運営した結果、環境目標のうち電気使用量、灯油使用量及び廃棄物排出量に課題が見えてきました。

今回把握した本庁舎における環境負荷の結果については、次年度以降、取り組みを推進する上で重要な指標となります。経年での変化をとらえ環境負荷低減に向け、職員に周知し、この地域の一事業者であることの自覚を持ちながらエコアクション 21 の取り組みを推進してください。

安曇野市長　　宮澤　宗弘